伝統的工芸品等支援事業費助成金交付要領

（趣旨）

第１条　この要領は、公益財団法人高知県産業振興センター（以下、「センター」という。）が、高知県の定めたこうち産業振興基金による支援事業計画実施要領に基づき、伝統的工芸品等支援事業費助成金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要領において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）中小企業者等とは、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第２条第１項に定める中小企業者で、高知県内に主たる事業所を有する中小企業者及び中小企業者により設立された団体（任意団体を含む）をいう。

（２）伝統的工芸品とは、伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第57号）

　　　第２条の規定により経済産業大臣の指定を受けた伝統的工芸品をいう。

（３）伝統的特産品とは、高知県伝統的特産品指定要綱により高知県知事の指定を受けた伝

統的特産品をいう。

（４）助成対象事業者とは中小企業者等であり、別表第１に掲げる者をいう。

（事業の目的）

第３条　助成対象事業者が本県の伝統的工芸品・伝統的特産品（以下、「伝統的工芸品等」という。）を国内外の市場に向けて広く紹介し、販路開拓やブランド化等に向けた取組みを行う事業に対して、その経費の一部を助成し、本県の伝統的工芸品等を製造する産業の振興、発展を図ることを目的とする。

（事業の内容）

第４条　助成対象事業は、次に掲げる事業とする。

（１）販路開拓事業

　　　カタログ・チラシ・ＣＭ・ＤＭ等の作成、各種の宣伝媒体を活用した広告・宣伝、国内外において開催される展示会等への出展等に関する事業をいう。

（２）技術力向上・開発支援事業

技術力向上のための研修や、技法の記録保存、新商品開発に関する事業をいう。

（助成率・助成限度額）

第５条　助成率及び助成限度額は、別表第１に掲げる内容とする。

（助成対象事業の条件）

第６条　助成金の交付の対象となる事業は、第３条に該当する事業とし、１会計年度内に完了する事業であること。ただし、販路開拓事業において展示会等に出展する場合に、小間料等の支払いが当該事業実施の前会計年度中に不可欠な場合には、その経費と、その他の経費とに分けて、２会計年度にまたがった事業を対象として、それぞれの年度に交付申請をすることができることとする。この場合においても、同一事業の合計額は、１会計年度の助成限度額を超えられないものとし、それぞれの年度において、第18条に定める実績報告を必要とする。なお、この場合において、展示会等に出展しなかった場合には、第23条に定める交付決定の取消し、助成金を交付している場合には第24条に基づき助成金の返還をさせるものとする。

（助成金の交付の対象経費等）

第７条　第４条に規定する事業を行うために必要な経費であって、別表第２に掲げるもののうち、理事長が必要かつ適当と認めるものについて予算の範囲内において交付する。

２　助成金は、国等の他の機関による補助金等と重複して受けることができない。この場合、国等の機関による補助がこの助成制度に優先して行われるものとする。

（助成対象事業の実施期間）

第８条　助成対象事業の実施期間は、助成金の交付決定を受けた日から当該年度の３月20日ま

でとする。

（助成金の交付の申請）

第９条　助成対象事業者が助成金の交付を受けようとするときは、様式第１－１による助成金交付申請書を理事長に提出しなければならない。なお、助成対象事業者が別表第１に掲げる団体の構成員の場合は、様式第１－２により団体を通じて理事長に提出しなければならない。

２　助成対象事業者は、前項の助成金交付申請を行うにあたっては、当該助成金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（審査会の設置）

第10条　理事長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容及び助成金の適否等についてこうち産業振興基金助成事業審査会設置要領第２条第２項第１号の規定による審査会（以下、「審査会」という。）の審査にかけるものとする。

（助成金の交付の決定）

第11条　理事長は、前条の規定による審査会の報告を受け、助成金の交付について適当と認めるときは、交付決定を行い、様式第２－１による助成金交付決定通知書を送付するものとする。　　また、別表第１に掲げる団体の構成員が申請した場合は、様式第２－２により団体への通知書を送付するものとする。ただし、当該申請をしたものが、別表第３に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

（助成金の交付申請の取下げ）

第12条　助成対象事業者が、前条の規定による助成金交付決定通知を受領した場合において、当該通知に係る助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服がある場合において申請を取下げようとするときは、当該助成金交付決定通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面を理事長に提出するものとする。なお、助成対象事業者が別表１に掲げる団体の構成員の場合は、団体を通じて書面を理事長に提出するものとする。

２　前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付決定はなかったものとみなす。

（助成対象事業の内容等の変更）

第13条　助成対象事業者は、助成対象事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ様式第３－１による助成金変更承認申請書を理事長に提出しなければならない。なお、助成対象事業者が別表第１に掲げる団体の構成員の場合は、様式第３－２により団体を通じて理事長に提出しなければならない。

ただし、軽微な変更については、この限りではない。

２　軽微な変更とは、次に掲げるものをいう。

（１）助成対象事業に要する経費の20％以内の減少となる内容の変更をする場合。

（２）経費区分のいずれか低い額の20％以内の経費配分の変更である場合。

（３）助成目的の達成に支障を来たすことなく、かつ事業能率の低下をもたらさない事業計画の細部を変更する場合。

（助成対象事業の内容等の変更の決定）

第14条　理事長は、前条の申請内容の適否等について決定を行い、様式第４－１による変更承認（不承認）通知書により、助成対象事業者に通知するものとする。また、別表第１に掲げる団体の構成員の場合は、様式第４－２により団体への通知書を送付するものとする。

（助成対象事業の中止又は廃止）

第15条　助成対象事業者は、助成対象事業を中止、又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第５－１による中止・廃止承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。なお、助成対象事業者が別表第１に掲げる団体の構成員の場合は、様式第５－２により団体を通じて、理事長に提出しなければならない。

（助成対象事業の中止等の決定）

第16条　理事長は、前条の申請内容の適否等について決定を行い、様式第６－１による中止・廃止承認（不承認）通知書により、助成対象事業者に通知するものとする。また、別表第１に掲げる団体の構成員の場合は、様式第６－２により団体への通知書を送付するものとする。

（助成対象事業遅延等の報告）

第17条　助成対象事業者は、助成対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は助成対象事業の遂行が困難になったときは、速やかに、様式第７－１による遅延等報告書を理事長に提出し、その指示を受けなければならない。なお、助成対象事業者が別表第１に掲げる団体の構成員の場合は、様式第７－２により団体を通じて理事長に提出しなければならない。

（実績報告）

第18条　助成対象事業者は、助成対象事業が完了したとき（助成対象事業の中止・廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から30日以内又は３月20日のいずれか早い日までに様式第８－１による実績報告書を理事長に提出しなければならない。なお、助成対象事業者が別表第１に掲げる団体の構成員の場合は、様式第８－２により団体を通じて、理事長に提出しなければならない。

２　助成対象事業者は、前項の規定による実績報告を行うにあたって、助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（助成金の額の確定）

第19条　理事長は、前条第１項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る助成対象事業の実施結果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、様式第９－１による助成金確定通知書により、助成対象事業者に通知するものとする。また、別表第１に掲げる団体の構成員の場合は、様式第９－２により団体への通知書を送付するものとする。

（助成金の支払）

第20条　助成金は、前条の規定により交付すべき助成金の額を確定したのちに支払いを行うものとする。

（関係書類の保管）

第21条　助成対象事業者は、助成金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつこれらの書類を助成対象事業が完了した日の属する会計年度の終了後５年間保存しなければならない。

（消費税等の仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還）

第22条　助成対象事業者は、助成対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定した場合には、様式第10－１による消費税額の額の確定に伴う報告書を速やかに理事長に報告しなければならない。なお、助成対象事業者が別表第１に掲げる団体の構成員の場合は、様式第10－２により団体を通じて、理事長に提出しなければならない。ただし、確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が、実績報告書において減額した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を上回らない場合は提出を要しない。

２　理事長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずる。

（助成金の交付決定の取消し）

第23条　理事長は、助成対象事業者が助成金を他の用途に使用し又は助成金の交付の内容、条件、その他法令若しくはこれに基づく処分に違反したとき及び別表第３に掲げるいずれかに該当すると認められたときは、額の確定の有無にかかわらず助成金の交付の決定の全部又は一部を取消すことができる。

（助成金の返還）

第24条　理事長は、前条の規定により助成金の交付の決定を取消した場合において既に助成金が交付されているときは、期間を定めてその返還をさせることができる。

（加算金及び延滞金）

第25条　助成対象事業者は、前条の規定による取り消しに関する助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金受領の日から納付の日までの日数に応じ、返還を命ぜられた助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95％の割合で計算した加算額をセンターに納付しなければならない。

２　助成対象事業者は、助成金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95％の割合で計算した延滞金をセンターに納付しなければならない。

（産業財産権等に関する届出）

第26条　助成対象事業者は、助成対象事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、実用新案、意匠権等（以下「産業財産権等」という。）を助成対象事業年度又は計画終了までに出願若しくは取得した場合又はそれらを譲渡し、若しくは実施権等を設定した場合には、様式第８による助成対象事業実績報告書にその旨を記載しなければならない。

（グリーン購入）

第27条　助成対象事業者は、業務の実施において物品等を調達する場合は、高知県の定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

（情報の開示）

第28条　助成対象事業又は助成対象事業者に対して、公益財団法人高知県産業振興センター情報公開規程（以下「規程」という。）に基づく開示請求があった場合には、規程第４条に規定する非開示項目以外の項目は、原則として開示する。

（その他）

第29条　この要領に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要な事項は、理事長が別に定める。

（附則）

１　この要領は、平成26年6月2日から施行する。

２　この要領は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要領に基づき交付された助成金については、第21条から第26条、第28条及び第29条の規定については、同日以降もその効力を有する。

３　この要領は平成27年４月１日から施行し、平成27年２月10日から適用する。

（別表第１）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 指定先 | 伝統的工芸品等の名称 | 助成対象者 | 助成限度額 | 備考 |
| 国 | 土佐和紙 | 伝統的工芸品の指定を受けた団体及び団体の構成員 | １団体あたり100万円（団体の構成員が申請する場合は１事業者あたり50万円） | （１）助成率はいずれの場合においても事業費の３分の２以内とする。  （２）助成金の額が申請時５万円未満のときは申請できない。  （３）助成限度額以内であれば、１会計年度あたり複数回申請することができる。 |
| 土佐打刃物 |
| 県 | 土佐硯 | 伝統的特産品の　指定を受けた団体及び団体の構成員 |
| 宝石珊瑚 |
| 土佐備長炭 |
| 安芸國鬼瓦 | 伝統的特産品の指定を受けた者 | 50万円 |
| 内原野焼 |
| 尾戸焼・能茶山焼 |
| 土佐古代塗 |
| 土佐凧・フラフ・のぼり |
| 虎斑竹細工 |
| フラフ・のぼり |
| まんじゅう笠 |
| 国の伝統的工芸品及び県の伝統的特産品の振興に特に寄与する活動を自ら行うものとして、理事長が認めた団体 | | 100万円 |

（別表第２）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業区分 | 経費区分 | 助成対象経費 | 備考 |
| 販路開拓事業 | 謝　金 | 専門家等への謝金 | （１）助成対象事業者は、複数の事業区分について事業申請してもよい。  （２）１会計年度における助成金の額の総額は、当該年度の助成金予算額を限度とすること。  （３）経費にかかる消費税は助  成対象にならない。  （４） 交付決定日以前に行われた経費を伴うものは、助成対  象にならない。 |
| 旅　費 | 専門家等への旅費、職員の旅費 |
| 庁　費 | 会場使用料、小間料、小間装飾料、備品借上料、電気水道等使用料、通信運搬費、雑役務費、広告宣伝費、印刷製本費、消耗品費、カタログ掲載料、通訳料、翻訳料、デザイン料、ホームページ作成費 |
| 委託費 | 販路開拓事業に関する経費の一部を委託する経費 |
| 技術力向上・開発支援事業 | 謝　金 | 専門家等への謝金 |
| 旅　費 | 専門家等への旅費、研修参加のための旅費 |
| 研究開発費 | 原材料費、機械装置又は工具器具の購入、製造、改良、据付け、借用、保守又は修繕に要する経費、産業財産権等の導入に要する経費、外注費、技術コンサルタント料、構築物の購入、建造、改良、据付け、借用、保守又は修繕に要する経費 |
| 庁　費 | 会議費、会場使用料、印刷製本費、資料購入費、研修参加費、通信運搬費、借料又は損料、調査研究費、消耗品費、雑役務費、 |
| 委託費 | 技術力向上・開発支援事業に関する経費の一部を委託する経費 |

（別表第３）

１　暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」と いう。第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第２条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。

２　暴排条例第第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。

３　その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。

４　暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。

５　暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

６　暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。

７　いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。

８　業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。

９　その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。

10　その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。